

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

ページ

### 告 示

○昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号（農業振興地域の指定）の一部  
改正

○保安林の指定の予定（二件）

○都市計画の変更

○土地区画整理組合の定款変更の認可

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（三件）  
（契約課）

選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十二年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十三年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十四年分）

○資金管理団体の届出

○資金管理団体の届出事項の異動届

○資金管理団体の指定取消しの届出

## 告 示

○宮城県告示第四百五十号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年五月十八日から施行する。

平成二十四年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市のうち次に掲げる地域第十号中、「五ノ頭（一〇一番から一一〇番まで）」を削り、「梅ノ木（二〇番、一五番、一五番三、一八番一、一八番三から一八番二まで、一九番一、一九番三、二〇番、二二番一、二二番二、二二番三、二二番四から三三番五まで、三三番七、三三番八、二四番、二五番一、二五番二、二六番から三七番二まで、四一番一、六〇番一、六〇番三、六〇番六、七七番一、七八番一から八一番二まで、一〇一番から一四七番まで、一四九番から一六七番まで）」を「梅ノ木（六〇番一、六〇番六、一四〇番から一五〇番一まで）」に、「遠藤西（一〇一番から一九〇番三まで）」を「遠藤西（一五七番から一九〇番三まで）」に、「札屋敷（四八番一から四八番四まで、五〇番一から五〇番四まで、一一八番から一二四番まで）」を「札屋敷（三番、四番、四四番三）」に改める。

### 十三 削除

同地域第十三号を次のように改める。

同地域第十四号中「宮前（一番一、一番二、一番三、一番四、一番五、一番六、一番七、一番八から八四番二まで）」を「宮前（二三番、二八番から九四番まで、九六番から九九番まで）」に、「山神（一番一から二五番まで）」を「山神（一番一から三三番まで、三五番から四〇番まで）」に改める。

○宮城県告示第四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町横山字小金沢一〇四の一から一〇四の三まで、二二〇

### 二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢虚空蔵二の四三、二の四六（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

仙台市若林区 荒井字遠藤西、同字丑ノ頭、同字梅ノ木、同字札屋敷、長喜城字山神、同字宮前、同字鉄砲前、南小泉字梅木、蒲町、蒲町字南、霞目一丁目、霞目二丁目及び

びかすみ町の各一部

2 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

○宮城県告示第四百五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十四年五月十八日

一 組合の名称

大河原町広表土地区画整理組合

二 事務所所在地

柴田郡大河原町字新南十九番地

三 設立認可の年月日

平成十年十月三十日

四 変更の内容

総代の定数

（変更前）第三十五条

総代の定数は、十七人とし、組合員が組合員のうちから選挙する。

（変更後）第三十五条

総代の定数は、二十人とし、組合員が組合員のうちから選挙する。

公 告

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 液体クロマトグラフ/タンデム四重極/イオントラップ併設型質量分析システム 一式
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 平成二十四年十月三十一日(水)
  - 4 納入場所 宮城県保健環境センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
  - 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
  - 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)(が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していることと認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十四年六月六日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録)(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)(及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)(を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
 〒九八〇・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十四年六月十二日(火)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年六月四日(月)から平成二十四年六月十二日(火)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年六月十二日(火)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合  
 入札期間 平成二十四年六月十八日(月)午前九時から平成二十四年六月二十六日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合  
 イ 日時 平成二十四年六月二十六日(火)午後五時  
 ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの口時までに到達するよう提出するものとする。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所  
 平成二十四年六月二十七日(水)午前十時 宮城県庁庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十二号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Liquid Chromatograph / Tandem Quadrupole / Ion Trap Mass Spectrometer System (1)

2 Deadline for Delivery : Wednesday, October 31, 2012

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Institute of Public Health and Environment

4 Deadline for Bid : Tuesday, June 26, 2012, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese Yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
 平成二十四年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 空気調和実習システム氷蓄熱ユニット蓄熱槽 一式
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 平成二十四年十月三十一日(水)
  - 4 納入場所 宮城県白石工業高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十四年六月六日(水)午後五時までに提出すること。

## 三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 佐々木 直美 電話〇二一・二二一・三三三三)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十四年六月十二日(火)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年六月四日(月)から平成二十四年六月十二日(火)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年六月十二日(火)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合  
入札期間 平成二十四年六月十八日(月)午前九時から平成二十四年六月二十六日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十四年六月二十六日(火)午後五時  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十四年六月二十七日(水)午前十時十分 宮城県庁庁舎一階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十一号)第一号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Heat Storage Tank for Ice Thermal Energy Storage Unit for Air Conditioning Practical Training System (1 unit)

2 Deadline for Delivery : Wednesday, October 31, 2012

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Shiroishi Technical High School

4 Deadline for Bid : Tuesday, June 26, 2012, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-214-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese Yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 X線CT装置 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十五年一月三十一日(木)

4 納入場所 宮城県産業技術総合センター  
 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二一一・三三三五）へ平成二十四年六月六日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録）（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 直美 電話〇二二・二一一・三三三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十四年六月十二日（火）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年六月四日（月）から平成二十四年六月十二日（火）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年六月十二日（火）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合  
入札期間 平成二十四年六月十八日（月）午前九時から平成二十四年六月二十六日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十四年六月二十六日（火）午後五時  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出するものとする。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十四年六月二十七日（水）午前十時二十分 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十一号）第一号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : X-ray computed tomography scanner (1 unit)

2 Deadline for Delivery : Thursday, January 31, 2013

3 Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government

4 Deadline for Bid : Tuesday, June 26, 2012, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十四年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種二号）百九十キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十四年四月十二日



- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社アベキ 仙台市青葉区上杉一丁目六番六号
- 五 落札金額 一千七百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十四年三月二日

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十四年五月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 公職の種類 | 届出年月日      |
|---------------|--------|----------|-------------------|-------|------------|
| みんなの党宮城県第1区支部 | 林 宙紀   | 小西 優仁    | 仙台市青葉区木町通一丁目八番一〇号 | 衆議院議員 | 平成二十四年四月九日 |

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日        |
|-----------|--------|----------|------------------|--------------|
| 小川ひろみ後援会  | 小川ひろみ  | 奥山 信一    | 黒川郡大衡村大瓜字東沢二七・四  | 平成二十四年四月十日   |
| 佐藤のりお後援会  | 高澤 良弘  | 我妻 孝一    | 刈田郡蔵王町大字平沢字台屋敷五八 | 平成二十四年四月十日   |
| 島田金一後援会   | 山本 正二  | 島田 金一    | 亶理郡亶理町字江下一八一     | 平成二十四年四月二十五日 |
| 七ツ森倶楽部    | 佐々木 茂  | 阿部 広幸    | 仙台市泉区将監七・一一・一九   | 平成二十四年四月十三日  |
| 星吉郎後援会    | 山田 富市  | 伊藤 仁治    | 柴田郡柴田町槻木東二・三・五   | 平成二十四年四月二十三日 |
| 宮城県商工政治連盟 | 高橋 正典  | 高橋 健     | 牡鹿郡女川町桜ヶ丘五・五     | 平成二十四年四月九日   |
| 女川支部      |        |          |                  |              |

(ロ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体の名称

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 公職の種類 | 届出年月日       |
|---------|--------|----------|-------------------|-------|-------------|
| 林宙紀後援会  | 林 宙紀   | 小西 優仁    | 仙台市青葉区木町通一丁目八番一〇号 | 衆議院議員 | 平成二十四年四月十七日 |

○宮選管告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十四年五月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称        | 異動事項        | 届出年月日        |
|----------------|-------------|--------------|
| 赤坂芳則後援会        | 代表者 今川 清一   | 平成二十四年四月二日   |
| 阿部欽一郎後援会       | 代表者 橋本 志乃   | 平成二十四年四月二日   |
| 一匡会            | 代表者 横田 由美   | 平成二十四年四月二日   |
| 小野寺五典後援会       | 代表者 横田 由美   | 平成二十四年四月二日   |
| 清き碧の女川をつくる会    | 代表者 阿部 宗悦   | 平成二十四年四月六日   |
| 齊藤としお後援会       | 代表者 熊野堂一〇・二 | 平成二十四年四月十三日  |
| 燦名取の明日を拓く市民会議  | 代表者 村上 禮子   | 平成二十四年四月二日   |
| 政治結社大行社仙台支部    | 代表者 渡邊 弘幸   | 平成二十四年四月二日   |
| 税理士による岡崎トミ子後援会 | 代表者 三浦 二郎   | 平成二十四年四月九日   |
| 玉手安博後援会        | 代表者 八島 国光   | 平成二十四年四月二十三日 |
| 新田博志後援会        | 代表者 高橋 吉弘   | 平成二十四年四月九日   |



|   |  |
|---|--|
| <p>報告年月日 24. 4. 20 (24. 3. 28解散)</p> <p>1 収入総額 2,454</p> <p>前年繰越額 2,454</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>佐藤のじお後援会</p> <p>報告年月日 24. 4. 3 (23. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>島田金一後援会</p> <p>報告年月日 24. 4. 25 (23. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>島を思う会</p> <p>報告年月日 24. 3. 21 (24. 3. 1解散)</p> <p>1 収入総額 19,650</p> <p>前年繰越額 19,650</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>星吉郎後援会</p> <p>報告年月日 24. 4. 19 (24. 4. 17解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>宮城県商工政治連盟女川支部</p> <p>報告年月日 24. 4. 5 (24. 4. 9解散)</p> <p>1 収入総額 26,942</p> <p>前年繰越額 13,938</p> <p>本年収入額 13,004</p> <p>2 支出総額 20,455</p> <p>3 本年収入の内訳 (22人)</p> <p>個人の党費・会費 4</p> <p>その他の収入 4</p> <p>一件十万円未満のもの 4</p> | <p>4 支出の内訳</p> <p>政治活動費 20,455</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出) 20,455</p> <p>寄附・交付金 20,455</p> <p>○宮城県選挙区第五十七号</p> <p>宮城県選挙区第五十七号(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>なほ、東日本大震災により、会計帳簿等関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等したため、収支報告書の内容を完全に記載できなかった政治団体は、島を思う会及び沼田健一後援会の二団体である。</p> <p>平成二十四年五月十八日</p> <p>宮城県選挙区第五十七号<br/>宮 電 報 地 米 輝</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(資金管理団体)</p> <p>安住まさゆき政友会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 安住 政之</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員</p> <p>報告年月日 24. 3. 30 (24. 3. 30解散)</p> <p>1 収入総額 98,922</p> <p>前年繰越額 98,922</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>沼田健一後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 沼田 健一</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 岩沼市議会議員</p> <p>報告年月日 24. 4. 19 (23. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 23,800</p> <p>前年繰越額 23,800</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>阿部よしたか後援会</p> |
|---|--|



報 告 書

| 資金管理団体の届出に係る公職の種類             | 宮城県議会議員 | 鳥を思う会                                       |
|-------------------------------|---------|---|
| 報告年月日 24. 4. 4 (24. 3. 30解散)  |         | 報告年月日 24. 3. 21 (24. 3. 1解散)                |
| 1 収入総額                        | 98,922  | 1 収入総額                                      |
| 前年繰越額                         | 98,922  | 2 支出総額                                      |
| 2 支出総額                        | 98,922  | 中山和広後援会                                     |
| 3 支出の内訳                       |         | 報告年月日 24. 4. 6 (24. 3. 31解散)                |
| 経常経費                          | 98,922  | 1 収入総額                                      |
| 備品・消耗品費                       | 98,922  | 2 支出総額                                      |
| (その他の政治団体)                    |         | 星吉郎後援会                                      |
| 阿部よしたか後援会                     |         | 報告年月日 24. 4. 23 (24. 4. 17解散)               |
| 報告年月日 24. 4. 23 (24. 4. 20解散) |         | 1 収入総額                                      |
| 1 収入総額                        | 0       | 2 支出総額                                      |
| 2 支出総額                        | 0       | 宮城県商工政治連盟女川支部                               |
| 市川一朗多賀城後援会                    |         | 報告年月日 24. 4. 9 (24. 4. 9解散)                 |
| 報告年月日 24. 4. 23 (24. 1. 31解散) |         | 1 収入総額                                      |
| 1 収入総額                        | 518,708 | 前年繰越額                                       |
| 前年繰越額                         | 518,708 | 2 支出総額                                      |
| 2 支出総額                        | 0       | 3 支出の内訳                                     |
| 清き碧の女川をつくる会                   |         | 政治活動費                                       |
| 報告年月日 24. 4. 6 (24. 4. 6解散)   |         | (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)                  |
| 1 収入総額                        | 4,100   | 寄附・交付金                                      |
| 前年繰越額                         | 4,100   | その他の経費                                      |
| 2 支出総額                        | 0       | ○宮城県選挙管理委員会                                 |
| さとう利弘後援会                      |         | 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金 |
| 報告年月日 24. 4. 23 (24. 3. 28解散) |         | 管理団体の届出があった。                                |
| 1 収入総額                        | 2,454   | 平成二十四年五月十八日                                 |
| 前年繰越額                         | 2,454   |   |
| 2 支出総額                        | 2,454   |   |
| 3 支出の内訳                       |         |   |
| 政治活動費                         | 2,454   |   |
| その他の経費                        | 2,454   |   |

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 公職の種類  
 資金管理団体の名称  
 主たる事務所の所在地  
 代表者の氏名  
 届出年月日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 菊地光輝

林 宙紀 衆議院議員 林宙紀後援会 仙台市青葉区木町 林 宙紀 平成二十四年四月十七日  
 堀内 周光 宮城県議会議員 ほりうち周光後援会 仙台市宮城野区田 堀内 周光 平成二十四年四月五日  
 子三・四・一七

○宮選管告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十四年五月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

| 資金管理団体の届出事項の異動した者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称       | 異動事項    | 新               | 旧          |
|----------------------|---------|-----------------|---------|-----------------|------------|
| 長谷川洋一                | 宮城県議会議員 | 長谷川洋一政策研究会あぶくま会 | 政治団体の名称 | 長谷川洋一政策研究会あぶくま会 | 長谷川洋一政策研究会 |

○宮選管告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十四年五月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

| 資金管理団体の指定の届出を消した者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地       | 代表者の氏名 | 届出年月日        |
|----------------------|---------|-----------|------------------|--------|--------------|
| 安住 政之                | 宮城県議会議員 | 安住まさゆき政友会 | 多賀城市伝上山三・二二・二三   | 安住 政之  | 平成二十四年四月四日   |
| 大内 久雄                | 仙台市議会議員 | 仙台市政研究会   | 仙台市若林区荒浜字中丁三六・一八 | 大内 久雄  | 平成二十四年四月二十六日 |
| 沼田 健一                | 岩沼市議会議員 | 沼田健一後援会   | 岩沼市下野郷字浜一・二一     | 沼田 健一  | 平成二十四年四月十九日  |